

## 【治療費用】(基本)

### 『保険金をお支払いする主な場合』

次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、**ケ**または疾病の事由の発生1回につき、治療費用保険金額を限度とします。

被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、以下のア～キ等の費用(※1)のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額(※2)をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎります。

#### <お支払い対象となる主な場合>

①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故による**ケ**のため、医師の治療を受けた場合

②責任期間中に発病(※3)した疾病または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。

ただし責任期間終了後に発病した疾病の原因が、責任期間中に発生したものにかぎります。

③責任期間中に特定の感染症(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等)に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合

(※1)国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健保・労災および海外における同様の制度により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。

(※2)社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額はお支払いできません。

(※3)責任期間開始前から発病していたと医師が認定した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚を問わず対象となりません。以下同様とします。

(注)疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

#### <お支払い対象となる主な費用>

ア.医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用

イ.義手および義足の修理費

ウ.入院または通院のための交通費

エ.治療のために必要な通訳雇入費

オ.保険金請求のために必要な医師の診断書の費用

カ.a.入院により必要となった国際電話料等通信費

b.入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)

ただし、1回の**ケ**または1回の疾病につき a.b.合計して20万円を限度とします。

キ.当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定して

いた金額は差し引いてお支払いします。 など

『保険金をお支払いできない主な場合』

◇故意または重大な過失 ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇戦争、その他の変乱(※)、核燃料物質等 ◇妊娠、出産、早産または流産 ◇歯科疾病 ◇頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シガー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 など

(※)行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)は除きます。

【傷害死亡・後遺障害保険金補償特約】

『保険金をお支払いする主な場合』

<傷害死亡保険金>

責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるけがによる事故のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

<後遺障害保険金>

責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の 3%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

『保険金をお支払いできない主な場合』

◇故意または重大な過失 ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇戦争、その他の変乱(※)、核燃料物質等 ◇妊娠、出産、早産または流産 ◇歯科疾病 ◇頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シガー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ◇脳疾患、疾病または心神喪失 など

(※)行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)は除きます。

【疾病死亡危険補償特約】

『保険金をお支払いする場合』

被保険者が以下の①~③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。

①責任期間中に疾病により死亡した場合

②責任期間中に発病(発病の認定は治療費用と同様です。)した疾病または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した疾病により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も継続して医師の治療を受けていた場合にかぎります。

③責任期間中に感染した特定の感染症(治療費用と同様です。)により責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

#### 『保険金をお支払いできない主な場合』

◇故意または重大な過失 ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇戦争、その他の変乱(※)、核燃料物質等 ◇妊娠、出産、早産または流産 ◇歯科疾病 ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シガー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転など

(※)行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)は除きます。

#### 【賠償責任補償特約】

##### 『保険金をお支払いする場合』

責任期間中に偶然な事故により、他人の身体に障害をあたえたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)に損壊をあたえたりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は賠償責任保険金額を限度とします。

(注1)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。

(注2)賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

##### 『保険金をお支払いできない主な場合』

◇故意 ◇戦争、その他の変乱(※)、核燃料物質等 ◇被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ◇被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ◇心神喪失に起因する損害賠償責任 ◇航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ◇被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品等は除きます。)

など

(※)行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれ

と連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)は除きます。

#### 【携行品損害補償特約】

##### 『保険金をお支払いする場合』

責任期間中に携行品が、盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品 1 つ(1個、1組または1対)あたり 10 万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して 5 万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費をお支払いします(自己負担額はありません)。また、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。ただし、携行品損害保険金額が 30 万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社寄託手荷物不着による損害については、30 万円を保険期間中のお支払いの限度とします。

(注 1)携行品とは、バッグ、カバン、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。ただし、居住施設内(居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。)にある間および携行しない別送品は保険の対象に含まれません。

(注 2)現金、小切手、クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、原動機付自転車、動物、植物、稿本、設計書、危険な運動(ヒップル等の登山用具を使用する山岳登山、バックグライダー搭乗等)を行っている間の、その運動のための用具およびアウトドア用品、サーフィン等の運動をするための用具等は含まれません。

(注 3)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。

(注 4)旅券の損害については、1 回の事故につき 5 万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。

(注 5)自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。

##### 『保険金をお支払いできない主な場合』

◇故意または重大な過失 ◇戦争、その他の変乱(※1)、核燃料物質等 ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シナ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ◇携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ◇置き忘れまたは紛失 ◇偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ◇国等の公権力の行使(※2)

など

(※1)行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)は除きます。

(※2)火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

## 【救援者費用等補償特約】

### 『保険金をお支払いする場合』

被保険者が以下の①～⑥等の事由に該当したことにより、以下のア～カ等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額をお支払いします。

#### <お支払い対象となる主な場合>

- ①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院した場合
- ②責任期間中に発病した疾病(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)を直接の原因として継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。
- ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
- ④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合
- ⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ⑥疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合など

#### <お支払い対象となる主な費用>

ア.遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用

イ.救援者(※1)の現地(※2)までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)

ウ.現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)

エ.治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用保険金で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。

オ.ア.救援者の渡航手続費

オ.被保険者が現地で支出した交通費

カ.被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等

オ.～カ.を合計して20万円を限度とします。ただし、治療費用保険金で支払われる費用は除きます。

カ.被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)および自国への遺体輸送費用。ただし、遺体輸送費用については、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。

など

(※1)現地へ赴く被保険者の親族(これらの者の代理人を含みます。)をいいます。

(※2)事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。

『保険金をお支払いできない主な場合』

◇故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為(※1) ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の日からその日を含めて 180 日以内に<sup>ケ</sup>により死亡された場合を除きます。) ◇麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ◇戦争、その他の変乱(※2)、核燃料物質等 ◇頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ◇妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病による入院 など

(※1)自殺行為を行った日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合は、故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為は保険金をお支払いできない主な場合に該当しません。

(※2)テロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)は除きます。

【航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約】

『保険金をお支払いする場合』

航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が 6 時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96 時間以内に購入した衣類(下着、寝間着等必要不可欠な衣類)・生活必需品(洗面用具、かみそり、くし等)の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品(購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等)の費用を、10 万円を限度としてお支払いします。

(注)手荷物が被保険者のもとに到着した時以降の費用は除きます。

『保険金をお支払いできない主な場合』

◇故意、重大な過失または法令違反 ◇戦争、その他の変乱(※)、核燃料物質等 ◇地震、噴火またはこれらによる津波 など

(※)テロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)は除きます。